

序

小郡市は福岡・久留米両市のベッドタウンとして開発と発展が進められ、これに先立つ埋蔵文化財の発掘調査によって「歴史の宝庫」として知られてきました。なかでも弥生時代の集落・墓域群や古代官衙遺跡は、研究者だけでなく全国の考古ファンの注目を集めてきました。また近年は、江戸時代の宿場町である松崎や、在郷町である小郡にもスポットがあてられるようになってきました。

教育委員会では、平成24年度から「文化遺産再発見事業」の名称で地域に残る歴史・文化に関する文物の調査を行っています。私たちの暮らす街には、これまで人びとが生活の中で生み出し、守り、伝えてきた文化遺産がたくさんあります。これらに目を向け、より深くふるさとを知ることで、日々の生活が一層豊かなものになるのではないのでしょうか。本書が、その一助となることを願ってやみません。

最後になりましたが、今回の調査において関係各位と地元小郡小学校区のみなさまには多大なご協力をたまわりました。記して感謝申し上げます。

平成31年3月29日
小郡市教育委員会
教育長 清武 輝

例言

1. 本報告書は、小郡市小郡に所在する小郡市指定有形文化財（建造物）平田家住宅の改修工事についてまとめたものである。
2. 本報告書の執筆・編集にあたっては、下記の方々のご協力及びご指導、ご助言を賜った。記して感謝申し上げたい。
古賀友貴氏（古賀建築事務所） 土田充義氏（認定NPO法人文化財保存工学研究室理事長）
平田武敏氏（平田家現当主）（五十音順）
3. 本報告書に掲載した挿図のうち、建造物の図面は設計監理委託業務の成果品であり、単位はメートル法に統一している。また遺構図面は担当者が作成した。
4. 本報告書に掲載した写真は担当者が撮影した。
5. 本報告書に掲載した図面・写真・遺物等は小郡市埋蔵文化財調査センターにて保管している。

本文目次

第1章	平田家住宅の概要と沿革	1
1.	小郡市の歴史と地理	
2.	平田家の歴史	
3.	文化財の指定	
第2章	事業の概要	4
1.	平田家住宅に関するこれまでの事業	
2.	事業の内容	
3.	事業の組織と費用	
第3章	現状変更	7
1.	確認状況	
2.	改修方針及び現状変更	
第4章	工事概要	10
1.	工事仕様	
2.	保存資料	
3.	その他の資料	
第5章	工事立会	20
1.	東門及び東塀	
2.	北塀	
3.	出土遺物	

挿図目次

第1図	平田家住宅位置図 (S=1/25,000・5,000)	1
第2図	工事前 建物配置図 (S=1/300)	5
第3図	竣工 建物配置図 (S=1/300)	6
第4図	工事前 座敷 当初構造残存状況 (S=1/100)	8
第5図	着工前 座敷 計画立面図(1) (S=1/100)	12
第6図	着工前 座敷 計画立面図(2) (S=1/100)	13
第7図	竣工 座敷 平面・立面図 (S=1/150)	14
第8図	竣工 数寄屋 平面・立面図 (S=1/150)	15
第9図	竣工 東塀・東門 平面・立面・基礎図 (S=1/150)	16
第10図	竣工 東塀・東門 基礎伏・断面図 (S=1/40・50・70)	17
第11図	竣工 北塀 平面・立面・詳細図 (S=1/25・40・150)	18
第12図	東塀・東門 工事立会平面・断面図 (S=1/50・150)	21
第13図	北塀 工事立会平面・断面図 (S=1/50・200)	23
第14図	出土遺物実測図 (S=1/4、*付は1/6)	24

図版目次

図版1	①座敷外観(改修前、東から)	
	②座敷外観(改修後、東から)	
図版2	①座敷外観(改修前、北東から)	
	②座敷・北塀外観(改修後、北東から)	
図版3	①玄関の間(改修前、南西から)	
	②玄関の間(改修後、南西から)	
図版4	①玄関の間補強工事(北から)	
	②玄関の間壁面・天井(改修後、北西から)	
図版5	①次の間(改修前、北東から)	
	②次の間(改修後、北東から)	
図版6	①奥座敷(改修前、南東から)	
	②奥座敷(改修後、南東から)	
図版7	①数寄屋北壁外観(改修前、北西から)	
	②数寄屋北壁外観(改修後、北西から)	
図版8	①東門・東塀外観(改修前、南東から)	
	②東門・東塀外観(改修後、南東から)	
図版9	①座敷 新規棟札及び式台玄関腰壁 掴み蟻	
	②床の間 下張り紙	
図版10	①東門 移設箇所石敷(南東から)	
	②東門 移設箇所石敷(西から)	
	③東門 旧基礎石敷(北東から)	
	④東門 旧基礎石敷(東から)	
	⑤北塀 基礎部分石敷(北西から)	
	⑥北塀 基礎部分石敷(東から)	
	⑦北塀 控柱トレンチ(東から)	
	⑧東門 曳移転(東から)	

第1章 平田家住宅の概要と沿革

1. 小郡市の歴史と地理

小郡市小郡字上町に所在する小郡市指定有形文化財「平田家住宅」は、木蠟業で財を成し、その後金融業へ事業を拡大した、平田家の住宅である。以下、近世以降を中心に小郡市の歴史的環境を記す。

豊臣秀吉の九州平定ののち、筑後国は5人の大名に分割された。現在の小郡市域はまず小早川秀包の領国とされ、関ヶ原の戦いののちは近江国出身の田中吉政を領主とした。元和年間に田中家が断絶すると、丹波国より有馬豊氏が新たに入封し、その後幕末まで久留米藩主として支配を続ける。

宝満川が南北に流れる小郡市域は、久留米藩の穀倉地帯として、また筑前・肥前両国に近接する交通の要衝として発展を遂げた。特に交通の面では、徳川家光によって参勤交代制度が布かれた影響もあり、江戸時代初期から様々な規模の道路が整備されている。大道としては筑前から小郡市域を縦断し、筑後川の久保舟渡を經由して柳川へ至る、横隈街道と呼ばれるものがある。九州南部の諸大名は参勤交代の際にこの街道を利用していたが、のちに新たな街道が整備されることとなる。久留米藩の府中より光行・古飯を經由して松崎を通り、乙隈から筑前国へ入る街道がそれであり、「筑後国変地其外相改目録」の記載では延宝6年(1678)が参勤交代道の転換期であったと示唆されている。新道の設置は、寛文8年(1668)に久留米藩から1万石が分地されて松崎に支藩が置かれ、その4年後に宿場の創建が始まったことが契機となった。また横道としては、小郡町の肥前境から山隈村の筑前境を経て、筑前国弥永村へ抜ける道があり、延宝元年(1673)には小郡町から松崎を經由して筑前へ通じる往還が開設されている。

小郡町は正保年間(1645頃)に、筑前・肥前両国への往還が交わる立地であることを理由に、藩境警備や藩内諸産物の売買を目的とした在郷町として整備された。上町には高札場や下番所が置かれ、月に9回の斎市が開かれていた。住民たちの多くは農業を兼業しながら商取引を行って町の繁栄を築き上げ、この流れが近代以降の小郡町の隆盛へとつながっている。



第1図 平田家住宅位置図 (S=1/25,000・5,000)

2. 平田家の歴史

平田家の歴史は、龍造寺家の家臣である田中播磨正晴まで遡ると伝えられている。龍造寺氏が鍋島氏との戦いに敗れたのち、家臣団が小郡まで落ち延びて定住したとのことである。田中氏は小郡村と小坂井村を転々としながら系譜を連ね、六代田中市作高信が山隈村の平田氏へ養子に入って平田姓を名乗るようになる。現在平田家に残る家系図では、この市作を初代としており、現当主の平田武敏氏は八代目に当たる。

平田家歴代当主の生涯とその業績については、下記の文献に詳しいためご参照願いたい。

豪商平田家住宅建築調査研究会 2016 『平田家住宅調査報告書』(以下、本書では『平田家住宅調査報告書』と表記している)

3. 文化財の指定

平成 28 年 4 月 4 日付で、小郡市教育委員会から小郡市文化財保護審議会会長宛に、平田家住宅の文化財指定について諮問を行った。その際の「指定理由書」は下記のとおりである。

(1) 市指定文化財となる当該物件

種別区分	有形文化財 建造物
名称	平田家住宅 主屋 1 棟 座敷 4 棟 門 2 棟 瓦塀 1 棟 付 主屋棟札 1 面
所在地	小郡市小郡 1 1 5 5 番地 1
所有者	平田武敏 小郡市小郡 1 1 5 5

(2) 物件の概要

平田家住宅は主屋 1 棟、座敷 4 棟（座敷、数寄屋、客殿、新座敷）、門 2 棟（表門、東門）及び瓦塀 1 棟からなる庭園を備えた邸宅である。

主屋は、棧瓦葺入母屋造りの木造 2 階建てで、棟木に打ち付けられた棟札から、明治 12 年に平田伍三郎高德によって再建されたことが明らかとなっている。また、平田家に保管されていた写真には、既に解体された南側別棟の棟木に墨書で「嘉永七年」とあり、この建物の創建年代が 1854 年以前に遡る可能性もある。また、前身建物がその時期に創建された可能性も考えられる。

座敷は主屋北側の座敷、主屋北東の数寄屋、西側の客殿、南側の新座敷の 4 棟が現存する。主屋北側の座敷は、棧瓦葺の木造平屋である。天井吊木を梁に打ちつけた和釘の使用が認められる。現在、主屋と座敷の間は隔たれているが、本来は仏間と廊下によって主屋と繋がった建物である。道路に面した北側は、店舗が増築され改造が著しいが、構造材や一部の造作材が現存しており、建築当初の形式が推定可能である。

北東の座敷は白壁仕上げの数寄屋で座敷と次の間からなる茶室である。床（トコ）には丸窓が付き、丸窓の形状に柱が切られる。南東部には増築部が見られるものの当初の建物が残っている。本来は、小郡中尾（大原中学校北側）に建てられていた平田家別荘「水月庵」であり、移築されたものである。創建年代は不明だが、様式から明治後期から大正初期と推定される。大正 5 年の移築前の写真が残っている。

南側の新座敷と西側の客殿は、庭園を中心に配置されており、その建物構成と礎石配置から、ほぼ同時期に創建されたものと考えられる。新座敷は主屋からのびる廊下を建物内部まで取り込んだ平面構成で、床の間、脇床、琵琶床、付書院を備えた造りとなっている。客殿は、主屋から廊下と庭園にかかる太鼓橋でつながる貴賓室である。新築記念として昭和 3 年に撮影された写真が残っていることから、創建年代はこの時期と考えられる。

表門は建物北側の街路に面した一間一戸の大規模な薬医門である。門扉には八双金物、饅頭金物、鉾が要所に使用されている。創建年代は不明であるが、門鏝の形状や部材の風化度合いから江戸期に造られ、移築されたものと考えられる。控柱の礎石は、現在コンクリートによって補強されているため、規模は不明である。表門から東西にのびる瓦塀は、現状で敷地の北側と東側の二方を囲むが、当初から残る白壁は表門両脇の北側に面する部分である。

東門は建物東側に位置する一間一戸の薬医門である。駐車場設置に伴い本来の位置よりやや北側に移築されている。建築年代は不明だが、門鏝の形状から明治期以降のものと考えられる。舟肘木や斗など表門と比べてより意匠的な部材が入っている。

主屋棟札に記されている平田伍三郎高德氏は、後に設立される伍盟銀行の基礎となる貯金組合「伍盟社」を明治 7 年、父平田大蔵氏を代表として小郡村に設立している。小郡村の中心産業となっていた木蠟業が衰退していく中でも貸金業を営むことによって、蓄財運用で資金を増やし、明治 26 年 12 月 26 日には

伍盟銀行として国から認可されるなど小郡の経済発展に寄与した人物である。また、平田家の来歴についての文書史料も豊富に残存しており、平田家が近代にかけて豪商となるに至った経緯がわかる貴重な資料となっている。

(3) 指定の理由

平田家住宅は、近代における本市の経済発展の一端を担った豪商の邸宅であり、敷地における建物配置などは、豪商の生活全体を捉えることのできる極めて重要な遺構である。また、小郡の町並みの変化、各建物の創建年代が推定できる写真資料、豪商となるに至った経緯がわかる明治期の地券といった文書史料も豊富に残っている。

以上のように平田家住宅は、小郡市の文化、経済、産業に寄与する歴史資料として価値が高く、本市の歴史において貴重な文化財（建造物）である。

※図面・写真等は割愛している。

小郡市文化財保護審議会による審議ののち、平成28年7月21日に「市指定有形文化財に指定する」旨の答申が出された。その後、8月定例教育委員会の議決を経て、8月16日に指定告示がなされた。告示は下記のとおりである。

小郡市教育委員会告示第13号

小郡市文化財保護条例（昭和52年小郡市条例第4号）第4条第1項に基づき、下記の物件を小郡市指定有形文化財に指定したので、同条第4項に基づき告示する。

平成28年8月16日

小郡市教育委員会
委員長 安部 ミチ子

小郡市指定有形文化財となる物件

- 1、平田家住宅 主屋1棟 座敷4棟 門2棟 瓦塀1棟 付 主屋棟札1面

種別区分	有形文化財 建造物
名称	平田家住宅 主屋1棟 座敷4棟 門2棟 瓦塀1棟 付 主屋棟札 1面
所在地	小郡市小郡1155番地1
所有者	平田武敏 小郡市小郡1155

第2章 事業の概要

1. 平田家住宅に関するこれまでの事業

平田家住宅の保存運動は平成26年を始まりとする。同年10月、鹿児島大学名誉教授である土田充義氏が初めての建物調査を実施し、その後結成された「豪商平田家住宅建築調査研究会」により、平成27年度に文献・写真資料や庭園を含めた総合的な調査が行われ、『平田家住宅調査報告書』が刊行された。

平成27年8月には、周辺各区の区長や地元選出市議らを中心に「平田家住宅を保存する会」が結成され、署名運動や応急的修繕費を確保するための募金活動が進められた。これによって集められた資金を基に、平成28年10月に数寄屋・座敷の屋根部分の雨漏り修繕工事が行われている。

平成28年度には、文化財指定を含めた保存と活用を図るための事業が本格化する。4月には、小郡市が地方創生加速化交付金（のち地方創生推進交付金と改称）を受け、「町家活用事業」をスタートした。この事業は、建物の一部の公開とこれを会場とした伝統文化及び建造物関連の一般講座開催を実施し、平田家住宅を拠点とした地域コミュニティの形成を進めるとともに、文化財保護意識の醸成も目的としている。併せて、平田家住宅及び近代小郡町の産業をテーマとした「小郡町家展示室」をオープンさせた。事業は、建造物の保存・活用に造詣の深い「NPO法人文化財保存工学研究室」へ委託しており、平成32年度までの5ヶ年計画となっている。なお、この委託事業の中で、数寄屋の床板修繕や畳替え、座敷の南側外壁張替えなど、歴史的建造物の修復技術を周知する講座の一環として、応急的な修繕作業を行っている。これらの費用には、一部前述の募金も当てられている。

また庭園については、文化庁の名勝地調査費国庫補助を受けて、測量や石組み構造の調査を実施している（市教委2017『平田氏庭園』）。この成果を基に、平成29年7月に国登録記念物（名勝地関係）とするための意見具申書を提出し、文化審議会の答申を経て、平成30年2月13日付で告示された。

2. 事業の内容

本事業は、内閣府の地方創生拠点整備交付金を受けて、平成29年度事業として実施した。市指定有形文化財となった建造物群のうち、平成28年度より所有者から小郡市が無償貸与していた座敷2棟（数寄屋・座敷）と東門を対象とし、併せて瓦塀の一部復元と指定外である東塀の修景工事を行っている。

平成29年4月に設計監理委託業者を決定し、6月15日に設計業務委託が終了した。その成果に基づき、10月16日に改修工事契約を締結している。

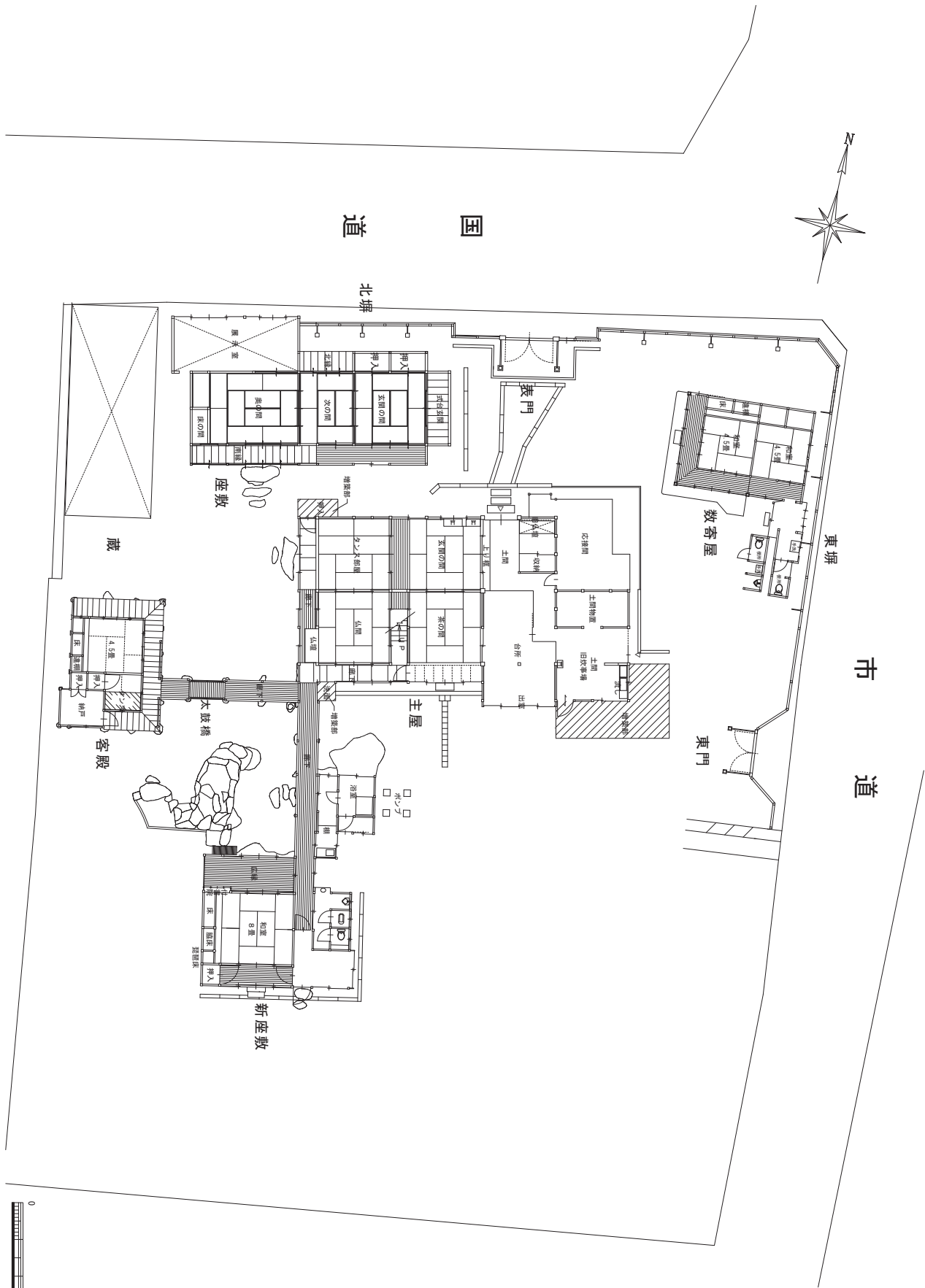
3. 事業の組織と費用

本事業の組織は下記のとおりである。

〈小郡市教育委員会〉	〈指導〉
教育長 清武 輝	NPO法人文化財保存工学研究室
教育部長 山下博文（～H30.3.31）	理事長 土田充義（小郡市文化財保護審議員）
黒岩重彦（H30.4.1～）	〈設計監理〉
文化財課長 柏原孝俊	吉田建築事務所 吉田喜三郎
文化財係長 杉本岳史	〈施工〉
主査 上田 恵	藤原組 藤原 博
	怡土寿秀
	田中数義

事業費の内訳は下記のとおりである。

	収入内訳		支出内訳
地方創生拠点整備交付金	18,887,580円	設計監理委託料	5,832,000円
一般補助施設整備等事業債	18,880,000円	工事請負費	31,943,160円



第3図 竣工 建物配置図 (S=1/300)

第3章 現状変更

1. 確認状況

平成29年4月より6月まで、改修工事のための基本設計を行った。設計は平成27年度に実施された「豪商平田家住宅建築調査研究会」の建物調査を基とし、必要に応じて追加の現地調査を行って、改修のための図面を作成した。但し、調査は今回の改修工事の対象箇所のみ実施している。また、工事に際して確認された事項があった場合は、随時協議の上で設計変更を行い、現場作業に反映させた。

(1) 座敷

平面 上屋は桁行6間梁間2間で、東西方向に玄関の間、次の間、奥の間の順で3室が並ぶ。西側は、床の間の外側に旧便所の下屋が増築されていたが、工事時には撤去されている。東側は、玄関部分に間口2間、奥行約4尺、北側は間口7間、奥行約1間半、南東側は廊下幅で、コンクリート打ちのスペースが増築されている。東側には新規にガラス窓と壁が設置されている。奥の間の一部を除き、建築当初の床及び壁、天井、建具は滅失している。所有者への過去の聞き取り調査によると、増築は主に昭和40年代に行われたとのことである。

軸部 柱は全て角柱で礎石上に立つと想定されるが、ほとんどが増築時のコンクリートに被覆されている。原則として足固貫、内法貫、胴貫を通し、楔は桁行方向を上、梁間方向を下に入れてある。

小屋組 梁と束で組み上げた和小屋で、梁間2間に梁を架け、二重梁にする。小屋梁は、玄関の間が1.5間二つ割に残り半間で、次の間が1.5間二つ割、奥の間は束寄り1間ごと、残りは半間で入れてある。

床組 大引は半間ごとに梁間方向に入れ、床束で受ける。根太は太鼓落として半間ごとにいれている。南西側の縁は楠木板を張っている。束柱は奥の間の一部を除いてほぼ残存せず、床は増築部分を含めて建物内の大半がコンクリート打ちとなっている。

屋根 切妻でセメント瓦葺き、四方にセメント瓦葺きの下屋を配す。

造作 玄関の間には差鴨居と鴨居、敷居を取り付け、その他の開口部は鴨居と敷居、奥の間の床の間には床框と落掛け、畳際に畳寄を入れてある。残存する天井は棹縁天井であり、面取り仕上げの棹縁が南北方向に入る。縁及び玄関は化粧垂木仕上げとなっている。

壁 西及び南東側の外壁はトタン張り、北側は増築部分壁面がアルミサッシ、上部はパラペット仕上げとなっている。内壁は、奥の間の西側付近のみ真壁が残存している。

(2) 数寄屋

壁 西及び南側は、縁を囲うガラス戸が残っており、これは建築当初の建具と考えられる。北及び東側の外壁は、一部モルタルで補修されているものの、当初土壁が残存している。

(3) 東門

基礎 本来は改修工事以前よりさらに南側にあったものを移設しており、その際にコンクリートの土台を新設している。

袖壁 瓦葺きの豎板張であり、これが本来の東塀の形状と考えられる。但し現状の瓦は門本体とともに近年葺き替えられたものである。

(4) 東塀（未指定）

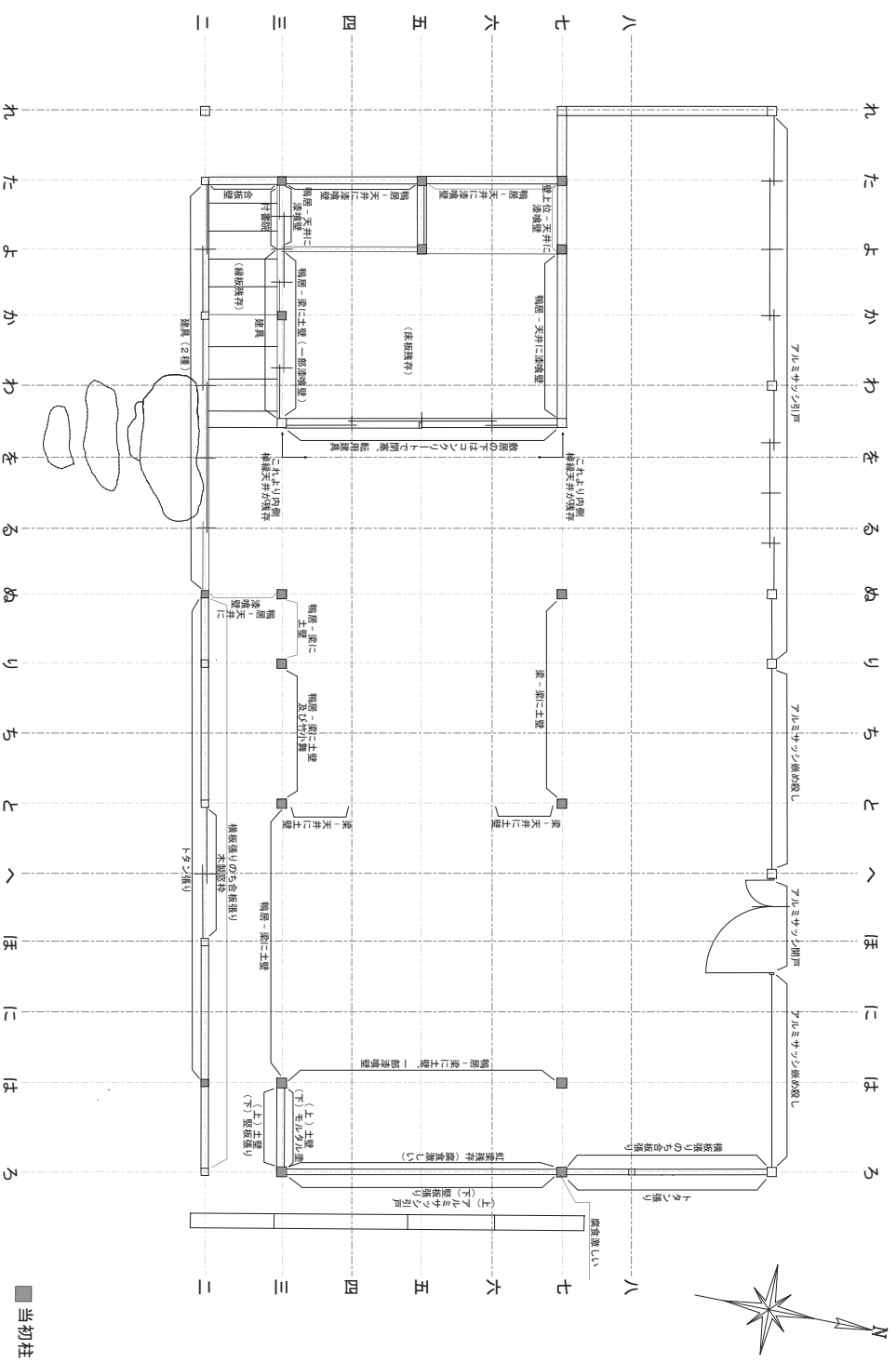
基礎 野面石の石積基礎の上に、コンクリートで新規基礎を設置している。

塀 屋根及び外壁はトタン板張で、棟木と胴縁は近年のものである。柱はほぞ穴等の痕跡から、建物及び当初塀の転用材と想定されるものを含んでいる。

(5) 北塀

基礎 御影石の切石を設置し、そこから歩道へ亀腹状のモルタル造基礎が延びる。控柱は設置用の掘り込みに丸石の根石を設置し、周囲を固めていると考えられる。

塀 上部は漆喰仕上げ、腰は下見板張りささら子押え、屋根は瓦葺きである。但し瓦は近年葺き替えられている。漆喰は一部に後世の黄漆喰の塗り足しが見られる。控柱は御影石の斫り仕上げの切石で、補強のためコンクリート基礎の鉄骨控が追補されている。



第4図 工事前 座敷 当初構造残存状況 (S=1/100)

2. 改修方針及び現状変更

今回の改修工事は、活用を視野に入れた座敷の簡易的な整備と、市指定有形文化財である建物群及び国登録記念物（名勝）である庭園の周辺環境整備を目的とした。そのため座敷の工事では、古写真や過去の建物調査を基に建築当初の様相を想定して設計したが、全解体による建築当初の工法の事前調査やその正確な踏襲は行わず、あくまで応急的な措置として実施している。残存する建物躯体の詳細調査や基礎構造に関する発掘調査、それらに基づく本格的な復原は、主屋等の建物群の修復・復原と併せて今後の課題とする。以下、今回の改修工事の要旨を記す。

(1) 座敷

平面プランは、東西方向に3室が並び、東側に式台玄関を持つ、建築当初の状況に復原する。また、これらの復原に要する部分の増築箇所は全て撤去する。但し、支障のない床下のコンクリート等は現状のまま保持する。軸部及び小屋組は、建築当初の部材を残して引き起こしを行い、腐朽部及び礎石との隙間は現状のまま必要に応じて根継ぎなどの繕いを行う。

式台玄関は、屋根の北側のケラバを延長する。袖壁は既存のものを基に復原する。式台は幅26cm前後、高さ40cm前後と想定されるが、活用時の利便を考慮して設計寸法を決定する。沓脱石は既存の舗装を一部撤去したのち、痕跡調査を行った上で設置する。入口は差鴨居にあった痕跡より、外側に4枚の板戸、内側に2枚の障子を設置し、建具の体裁は主屋のものを基とする。

玄関の間は8畳間とし、北側には2間の舞良戸を持つ押入を2個設置する。南側は本来仏間を隔てて主屋と連続していたが、次の間の東側1間まで仮の縁を設置し、既存の外壁を残して主屋からの独立を維持する。また、この仮の縁と室内の間には新規に襖を設置する。室内は天井一鴨居間に壁を復原する。

次の間は6畳間とし、北側に濡縁を設置する。この部分の引戸は外側を板張り、内側を襖張りの舞良戸とする。また、北西側の増築部分を利用した展示室との境界に縦板壁を新設し、それぞれを独立した空間とする。室内の天井一鴨居間と南側の半間は壁を復原する。東側の差鴨居は、工期の都合上杉材を使用し、端部の補強にL字金物を設置する。

奥の間は床の間を含めて12畳とし、天井及び床板の残存部分は既存部材を使用する。南側は既存の縁及び建具の修繕にとどめる。室内の壁は復原するが、西側の真壁残存部分は漆喰の上塗りのみを行う。東側の欄間は、古写真を基に復原、設置する。

なお、天井は奥の間に残存していた棹縁天井を基に、滅失していた部分全てに新規に設置する。壁は滅失している部分及び破損が著しい部分に、構造合板下地の上にラスモルタル塗り、漆喰仕上げの壁を新規に設置する。奥の間の一部を除く床は、既存コンクリートの上に新規に床束及び大引、根太、床板、畳を新規に設置する。また、部屋間の敷居には襖を新規に設置する。

(2) 数寄屋

建築当初の状況とは異なるが、北及び東側外壁の漆喰塗土壁保護のため、防水シートと羽目板を新規に設置する。

(3) 東門

東門は現状のまま曳き家とし、袖壁は門と併せて移設する。但し設置場所の傾斜の都合上、南側の袖壁は柄振板を新たに加えて従来よりも下に取り付けを行う。

(4) 東塀（未指定）

市指定文化財ではないが、修景のため今回工事の対象とする。形状・工法は基本的に東門に取り付く袖壁に倣い、基礎は新規に鉄筋コンクリート造とする。

(5) 北塀（復原）

市指定文化財である表門から西へ向かって伸びる瓦塀のうち、座敷の改築によって滅失している部分の一部を、修景のため今回工事の対象とする。形状・工法は基本的に既存の瓦塀に倣うが、基礎は御影石下に鉄筋コンクリートを使用し、漆喰塗壁はラスモルタル塗下地とする。控柱の基礎はコンクリートで固めて強化する。

(6) 消防設備

市指定文化財のうち主屋・客殿・新座敷・座敷・数寄屋に、自動火災警報器の設置とそれに要する電気配線工事を行う。

第4章 工事概要

1. 工事仕様

(1) 通則

総則 工事では標準仕様書、特記仕様書及び図面に記載された事項の他、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書及び同監理指針」を基準とした。下記の仕様は実施した工事仕様の一部を具体的に示したものであり、その他仕様は本報告書に掲載した挿図の第5～11図に記載している。

材料搬入・検査・保管 各種材料についてはすべて検査を行い、合格したものを使用した。使用材及び解体材のうち保存が適当と思われるものについては、良好な状態で保管し、湿気、盗難、火災等に対して十分な対策を講じた。不要な材料は、工事完了後に検査員確認の上処分した。

(2) 仮設工事

計画 座敷北側及び東塀沿いに解体外部足場、座敷内部東側に天井小屋組等解体足場を設置した。敷地内に侵入できないように、プラスチック製フェンスを設置し、工事区域内の通行人等の安全を確保した。

構造 外部足場、内部足場とも枠組足場とした。

(3) 解体作業

座敷の解体範囲 梁・桁の補修が必要な箇所は一部屋根の解体を行った。柱の倒れを直すために、壁・柱根元部の土間を解体した。軸組のみを残し、他は解体する方針を取ったが、天井・欄間・鴨居・敷居・土壁等、残存する当初構造部で、工事に支障のない箇所は残した。

東塀の解体範囲 東門に接する袖壁以外は全て解体した。

準備 解体前にそれぞれの柱位置を基にした仮番付を定め、解体する全ての部材に位置・名称などを記した番号札を付し、必要な調査を行った。

養生 運搬及び集積に際しては破損の生じ易い部材は布、紙等で養生を施した。

解体及び調査 順序良く丁寧に解体し、刷毛などで埃を取り清掃の上、釘跡・墨書などの周囲にチョークで印を付け、必要な記録を取った。

(4) 基礎工事

計画 座敷は、既存コンクリートのうち奥の間及び玄関部分の一部、柱根元部の撤去のみとした。東門は、移設箇所周辺の地面を鋤取り、コンクリート打設及びアンカーボルト埋込の新規工事を行った。東塀は、既存の野面石の上部にコンクリート打設及びアンカーボルト取り付けの新規工事を行った。北塀は、新規にコンクリートを打設し、上部に御影石を敷きアンカーボルトで締め付けを行った。控柱は基礎コンクリートを打ち埋込を行った。

補足石材 補足石は在来のもと同質・同形状・同仕上を原則とした。

座 敷	柱礎石・束石	安山岩野面石、径 50～80 cm内外
	地覆石	安山岩玉石、径 15 cm内外
	既存モルタル塗部分の束石	モルタル上に硬質ゴム系緩衝材
	沓石	御影石切石 W1200×D400×H150
北 塀	基礎石	御影石切石 W200×H200 現況合わせ
	控柱	御影石切石 W200×D200 地上 1.5m にほぞ穴

石据付地業

材 料	碎石	クラッシャーラン 0～45 mm
	砂利	径 25 mm程度
	砂	粗目勝、湿気のない川砂または山砂
	セメント	ポルトランドセメント JIS 規格品
調 合	コンクリート	生コンクリート スランプ 18 mm FC=18N 現場練の場合は調合比 1：3：6
	モルタル	1：2

工法 所定の深さ・大きさにクラッシャーランを入れ、搗き固めた。コンクリートは鉄筋を配し、仮枠を組み立てて打ち込んだ。礎石・束石は柱根・束根の高さを調査したのち、適切な高さにコンクリート及びソイルセメントで据え付けた。硬質ゴム系緩衝材は接着をせず、既存モルタルと縁を切って床束を設置した。

座敷北側犬走及び玄関、東門軒下 本来は三和土仕上げであるが土系舗装材にて代用し、三和土での仕上げに近づけて施工した。

(5) 木作業

計画 当初材は極力再用に努めた。座敷外壁は、展示室東側を防水シート張りの上縦板張り、玄関南側を主屋に倣い横板張りとした。数寄屋は既存外壁の現状を維持するために、防水シート張りの上に相決り縦板張りとした。東門は現状のまま曳き家とし、北側の袖壁は現状維持、南側の袖壁は解体・門移転後に既存の状態に戻すこととした。東塀は袖壁と合わせ、相決り縦板張りとした。北塀は既存瓦塀の腰壁部分と合わせ、下見板張りささら子押えとした。

取替材 腐朽・破損の著しいもの、あるいはやむを得ない事由により取替または新補する材は、原則として旧来と同種材とし、旧形・旧工法を踏襲した。

鉄材 在来品に倣うことを原則とした。但し、見え隠れに使用する釘・金物はJIS規格品を使用した。補強金物については係員と協議し決定した。

繕い 不用の穴及び仕口の見え掛り部、腐朽部等は埋木・矧木等により繕いを行った。接着剤は合成樹脂を用いた。構造的強度を要する箇所はエポキシ系、埋木・矧木はボンドを用いた。

新材加工 継手・仕口・曲線等は従来通りに、また現状変更等による新補材は復原年代の残存資料等により加工した。柱等軸部の化粧部分は、従来の表面加工を調査の上、補足材も同様の加工とした。座敷外壁及び東塀、北塀、数寄屋の新材は、キシラデコールを用いて古色仕上げを施した。また、座敷の玄関及び縁と、内装新補材及び建具は亜麻仁油及び柿渋のみを塗布した。

焼印押 取替及び新補材は全て見え隠れに、修理年号を刻した焼印を押した。

防腐・防蟻処理 全ての木部に防腐・防蟻を兼ねた薬剤（(公財)文化財虫害研究所認定品モクボーベネザーブ相当品）を使用した。床組材のうち新補材には浸漬、その他は塗布もしくは吹付とした。

補強 座敷のうち、玄関の間の梁に金物と新補材で補強を行った。柱は三上部の梁との仕口に腐食が見られたため、は通り及びに通りの梁にステンレス鋼製バンドを設置し、この間をチェーンで連結した。また、は通りとは通りの間の鴨居上に新規の束を設置し、下方からも腐食梁を補強している。

(6) 屋根作業

計画 座敷は北側及び東側の一部下屋の瓦を下ろし、葺き直しを行った。また併せて、東側に垂木を1本追加した。新規で復原した北下屋は、店舗部分を解体したセメント瓦を再利用した。垂木及び野地板は既存のものに倣った。北下屋及び玄関に新規軒樋を取り付け、展示室の谷樋は既存のものと取り替え、水切り及び雨押えガルバリウム鋼板を設置した。北塀及び東塀は残存する瓦寸法に近い既製品を使用した。

再利用瓦 座敷の在来瓦は、形状・破損度・耐久性等を考慮して良否を判定し、選別・洗浄の上使用した。

(7) 左官作業

座敷は構造用合板、北塀は木摺り下地の上にラスモルタルを塗り、漆喰仕上げとした。

(8) 建具作業

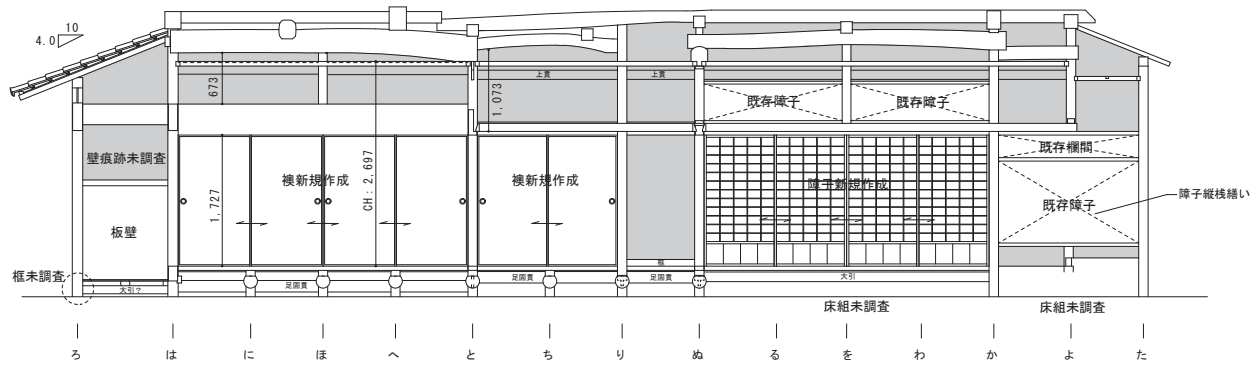
座敷の既存建具は補修・再利用とし、欠損部は主屋の建具に倣い新規に作成した。新規建具のうち木部には亜麻仁油及び柿渋のみを塗布した。建込の際は戸締り取り合わせを考慮し、間隙が大きくなるよう取り付けた。

(9) 雑工事

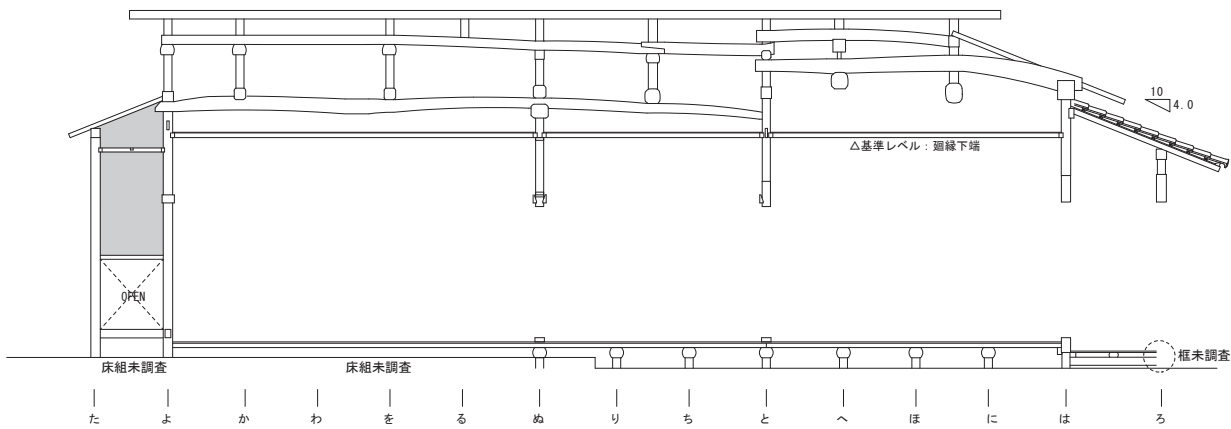
工事後の保存・活用の利便を図るため、各種工事を施した。座敷の3室の床には、新たに丈193.2cm、幅95.7cmの既製品の畳を設置した。縁は数寄屋の畳と色調を合わせた。

また建築当初には存在しないものだが、室内にはコンセントを、天井には吊下型照明器具を、玄関外壁には壁取付の照明器具を設置した。いずれも建物の印象を損なわない体裁のものを選択している。

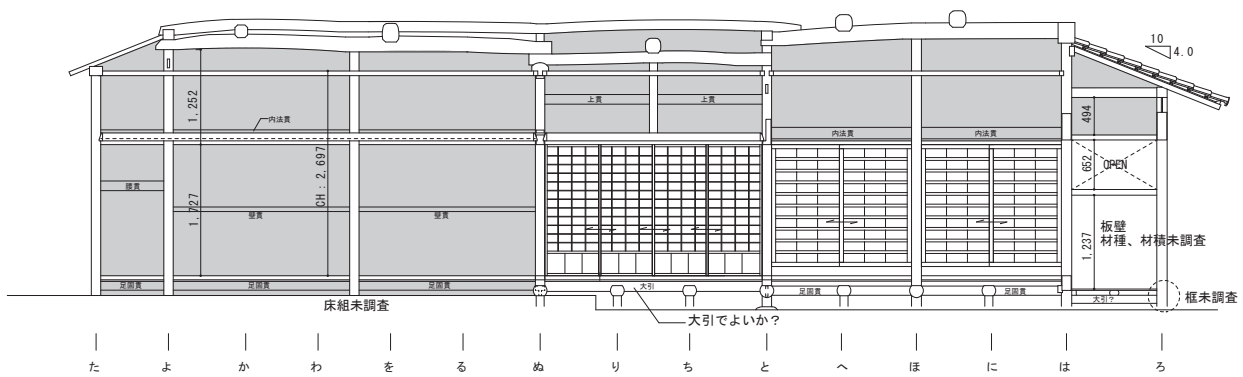
併せて、市指定有形文化財の建造物のうち、門2棟と瓦塀を除く5棟（主屋・座敷・数寄屋・客殿・新座敷）に、消防法に従って自動火災報知機（熱感知・煙感知）を設置した。



三通り 北面



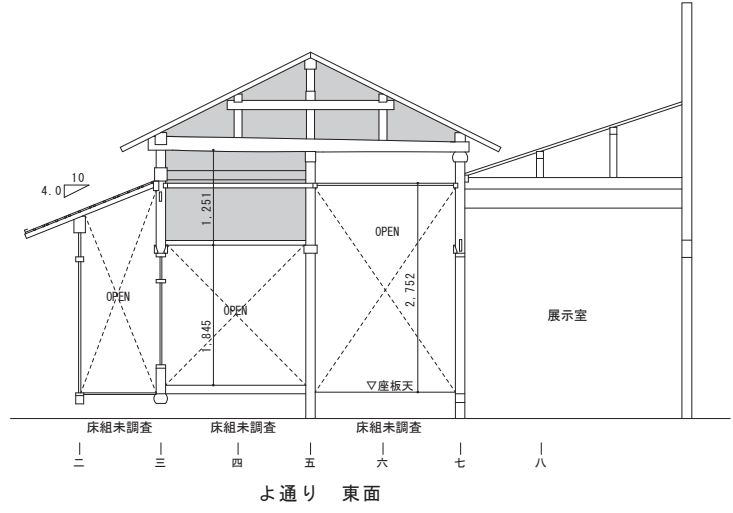
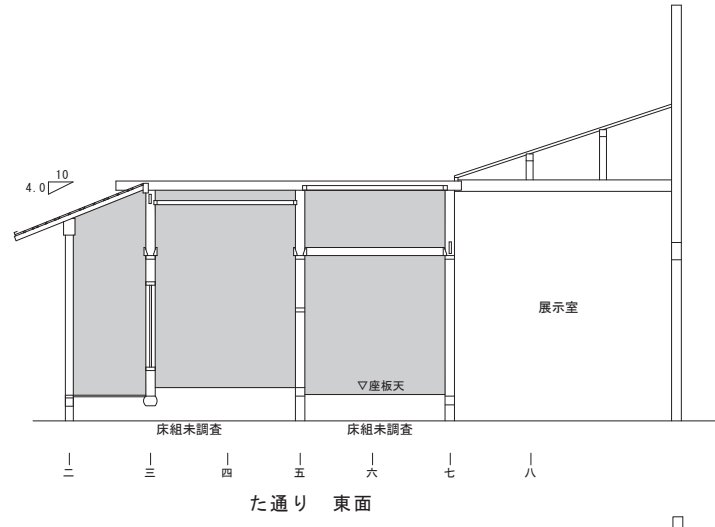
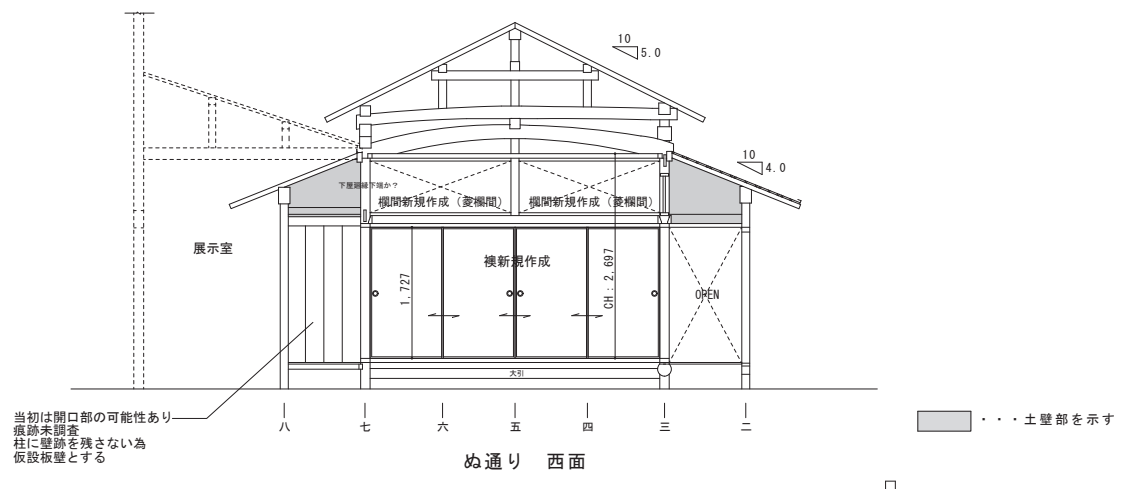
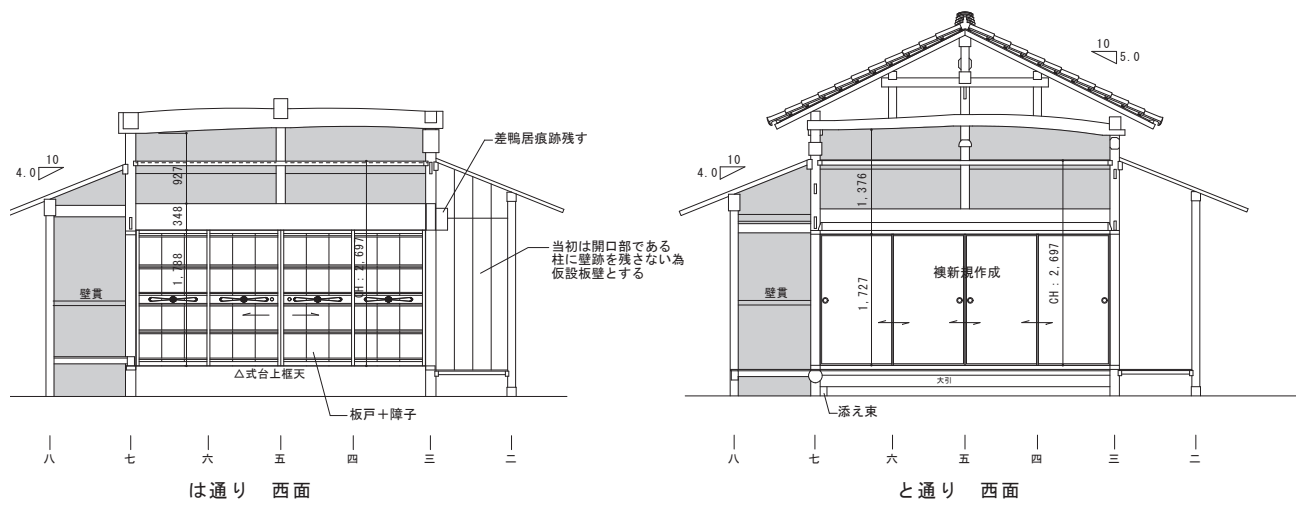
五通り 南面



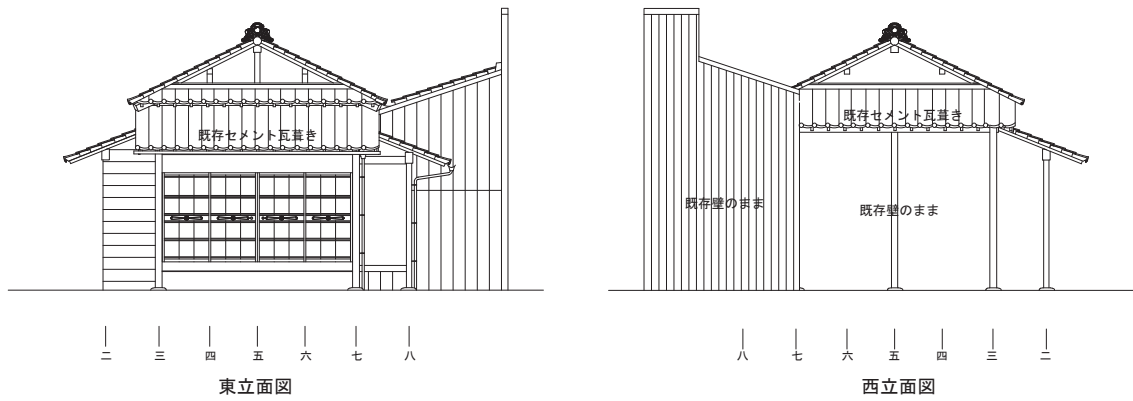
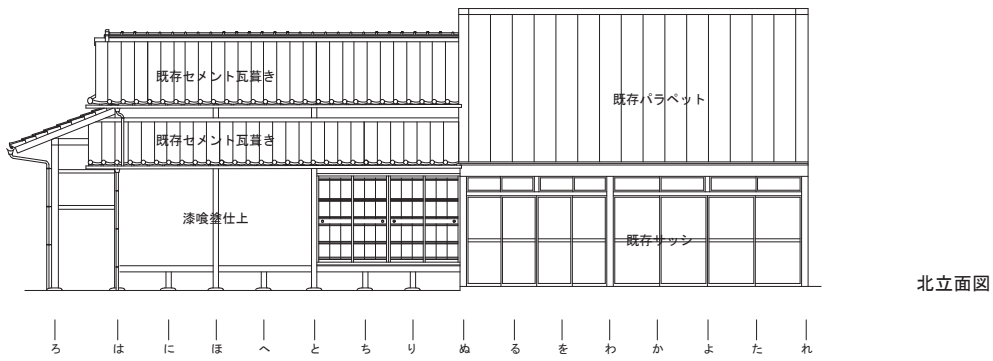
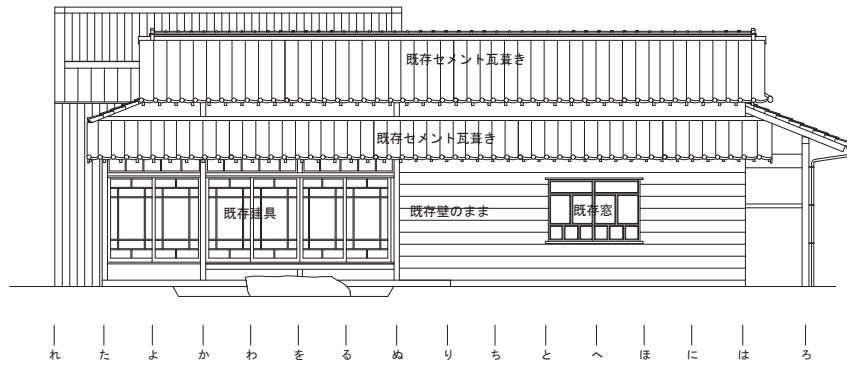
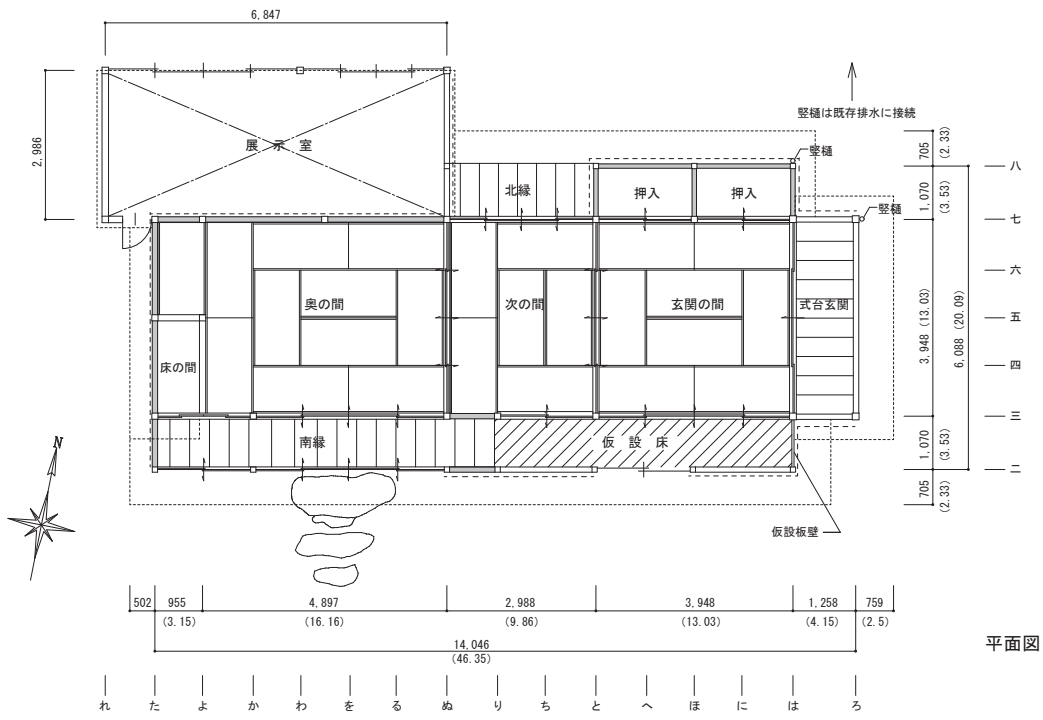
七通り 南面

.....土壁部を示す

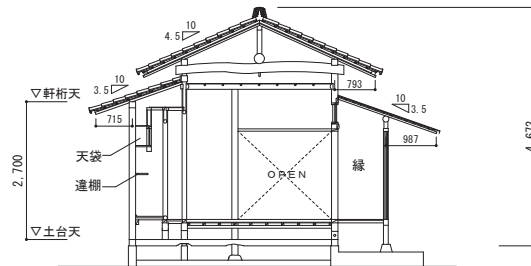
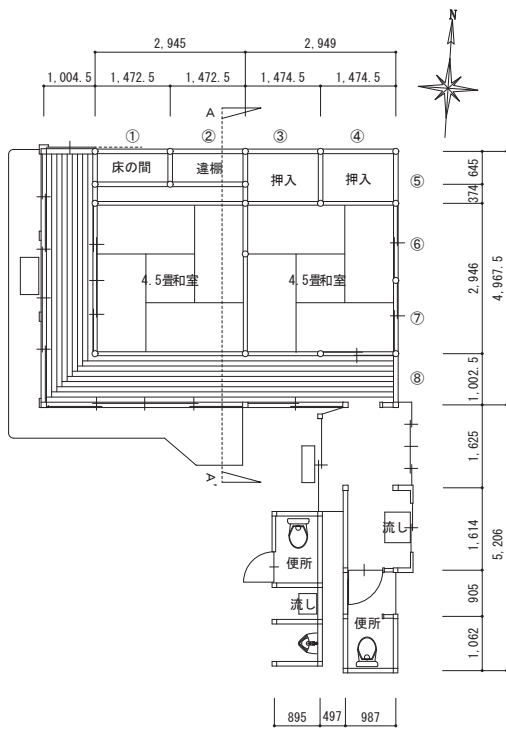
第5図 着工前 座敷 計画立面図(1) (S=1/100)



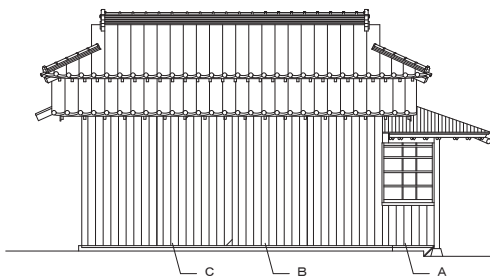
第6図 着工前 座敷 計画立面図(2) (S=1/100)



第7図 竣工 座敷 平面・立面図 (S=1/150)



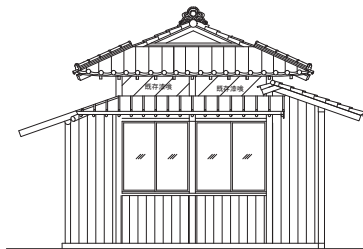
A ~ A' 断面



北立面図

【北面 壁数量】

	幅	高さ	積 (m ²)	仕上げ	備考
① 外	1.473	2.700	3.98	杉相済み縦板張	
内	"	"	3.98	漆喰	床下は中塗りまで
② 外	1.473	2.700	3.98	杉相済み縦板張	
内	"	1.000	1.47	漆喰	床下は中塗りまで
③ 外	1.473	0.727	1.07	杉相済み縦板張	
内	"	"	1.07	漆喰	床下は中塗りまで
④ 外	1.473	0.940	1.38	杉相済み縦板張	
内	"	"	1.38	漆喰	床下は中塗りまで
A 外	1.005	0.840	0.84	杉相済み縦板張	既存モルタル部
B 外	1.473	0.575	0.85	杉相済み縦板張	既存モルタル部
内	"	"	0.85	漆喰	床下は中塗りまで
C 外	1.473	0.575	0.85	杉相済み縦板張	既存モルタル部
内	"	"	0.85	漆喰	床下は中塗りまで
			合計	22.54	

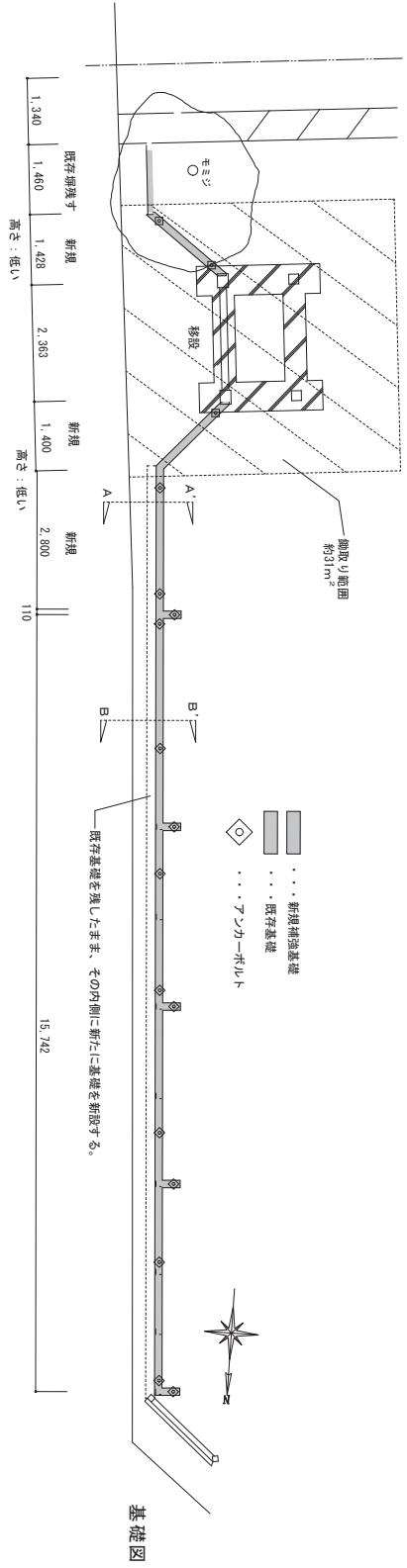
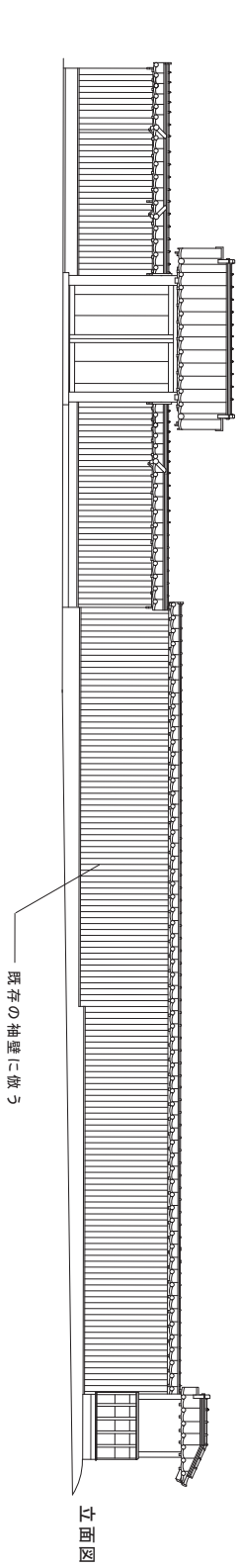
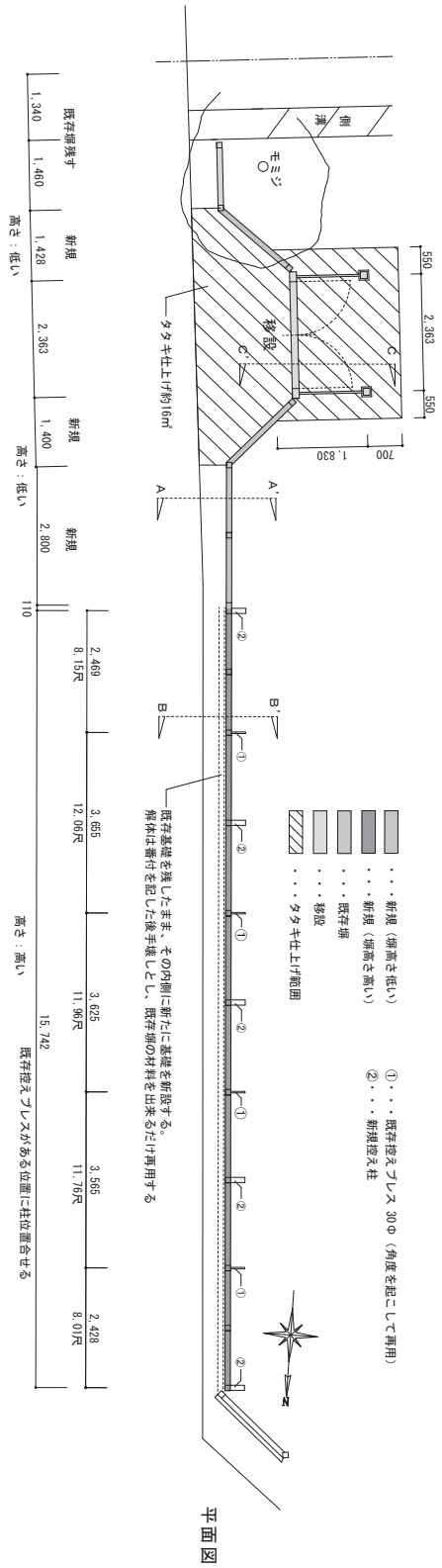


東立面図

【東面 壁数量】

	幅	高さ	積 (m ²)	仕上げ	備考
⑤ 外	1.019	1.485	1.51	杉相済み縦板張	
内	"	"	1.51	漆喰	床下は中塗りまで
⑥ 外	1.473	0.940	1.38	杉相済み縦板張	
内	"	"	1.38	漆喰	床下は中塗りまで
⑦ 外	1.473	0.940	1.38	杉相済み縦板張	
内	"	"	1.38	漆喰	床下は中塗りまで
⑧ 外	1.003	2.000	2.01	杉相済み縦板張	
内	"	"	2.01	漆喰	床下は中塗りまで
			合計	12.57	

第8図 竣工 数寄屋 平面・立面図 (S=1/150)



第9図 竣工 東塀・東門 平面・立面・基礎図 (S=1/150)

2. 保存資料

解体材のうち、下記一覧に示したものは保存が適当と判断した。これらは座敷の床下（コンクリート残存部）及び天井裏へ保存している。

建物名	部 材 名	解体番付	備 考	保存場所
東塀	柱	南より三	框痕跡残存するため資料保存	天井裏
		南より六	框痕跡残存するため資料保存	
		南より十	解体材より状態の良いものを代表とし保存	
		南より十一	解体材より状態の良いものを代表とし保存	
	腕木	不明	解体材より状態の良いものを代表とし保存	天井裏
座敷	式台玄関壁下地材 (壁板)	ろ三～ろ七	当初材と思われる板3枚を保存 (壁板、化粧野地板と考えられる)	天井裏
	式台玄関壁下地材	ろ五	柱を転用し壁下地としたか？ 座敷の柱だったのかは不明	床下
	式台玄関壁下地材	ろ三～ろ七	当初内玄関式台と考えられる	天井裏
	式台玄関繋ぎ梁	ろ三～は三	繋ぎ梁取替 主屋へ延びる差鴨居痕跡残る	天井裏
	式台玄関袖壁地覆	ろ三～は三	地覆取替の為	天井裏
	奥の間 柱	又を三	転用され間仕切り柱として利用される 座敷の柱だったのかは不明	床下
	奥の間 長押	不明	転用された長押を取替の為	天井裏
	奥の間 大引き	又を三～か三	大引取替の為	床下
	奥の間 大引き	又を三～七	当初内玄関式台框と考えられる	床下

3. その他の資料

(1) 墨書材

座敷の式台玄関は南側の袖壁が残存していた。外壁は当初材である一枚板が露出していたが、内壁は後世の増築に伴うモルタル塗りであったため、これを解体したところ、袖壁板4枚と図版9-①の墨書のある掴み蟻2点が発見された。掴み蟻とは「ム」の字に似た形状の小型の建築部材である。複数の板材を並べた状態で固定するとき用い、材の裏面にいくつか削り込みを入れてそこに両端の内傾部分を嵌め込む。釘打ち付け等とは異なり、人目に付く部分に大工仕事の痕跡を残さずにすむことから、古建築ではよく用いられている。

今回見つかった墨書のある掴み蟻は、長さ17.3cm、幅3.7cmの楠材である。1点には「慶應貳歳 丑か? 寅四月中旬」、もう1点には「應貳歳(重ねて九) 八九 麦□□□ 米百三拾 粟七拾目」の墨書が認められた。この年号が掴み蟻作成時のものとは限らないが、大きく時期が下ることではないと判断している。

市指定有形文化財のうち、主屋は棟札から明治12年(1879)の再建であることが判明しており、当時仏間を隔てて一体の建物であった座敷も、これと同時期の建築と考えられていた。また「嘉永七年」(1854)の墨書がある南側別棟(昭和に解体済)の棟木の写真が現存することから、指定時には主屋の前身建物の存在も想定していた。今回発見された掴み蟻の墨書である「慶應貳歳」(1866)は双方のちょうど中間の時期に該当する。これが座敷の創建当初の年号を記した部材であれば「(主屋前身建物? →) 南側別棟の建設 → 座敷の建設 → 座敷と連結した主屋の再建」という一連の流れが推測できる。

小郡市史編さんの際、平成5～6年にかけて平田家に保管されていた古文書が収集・調査されている(小郡市史編集委員会1994『資料総目録』第二集)が、この中に敷地内の建物建築に関する資料は皆無であった。今後、主屋の建物や未調査の古文書の調査により、平田家住宅の具体的な建築変遷過程が解明されることを期待したい。

(2) 古文書

座敷の奥の間は、西側の床の間周辺に真壁が残存しており、その上面から漆喰塗りを行う工事のみ予定していた。この床の間の落とし掛け上部の壁裏から古文書が発見された。発見のきっかけは剥離による落下であり、どのような状況で貼り付けられていたかは不明である。

今回見つかった古文書は、縦約 39cm、横約 27cmのいわゆる美濃判和紙 10 枚を上下 2 段横 5 列に貼り合わせたものである。使用状況が不明であったため、便宜上図版 9 - ②のように天地を設定して写真撮影をした。写真の上段は端部の虫食いが激しく、下段は破損が著しい傾向があり、全体が褐色に変色している。10 枚のうち 5 枚は白紙、5 枚には文字が記されていた。1 枚で内容が完結するものもあれば、文書のうちの一部と思われるものもあった。それぞれの紙の天地は統一されておらず、反古紙と白紙を取り混ぜて必要な大きさに貼り合わせたようである。

上段中央の紙には「(前略) 正月十一日受梅吉／一 壹匁 かすり式束／同／一 壹匁八分 鱒切身売り／同／一 七分 こんぶ十五／同／一 三分 人員式手／同廿六日受同人／一 三匁 檜炭壹俵／□□壹匁八分受取／同／一 壹分 椎茸四合／同／一 五分 くり二合／同／一 壹匁六分 割木拾コ／十一日 受友吉／一 三匁七分五厘 干蛸式百□／同／一 九分□り 割木五合／同／一 壹匁四分五厘 椎茸五合／同／一 式分五厘 くり壹合／同十二日受佐吉／一 壹匁六分 割木拾杷／同廿四日□□代／一 三匁四分五厘 干梢式百三拾□ (後略)」(註；／は改行箇所)のように食品や日用品の名称とその数量、人名及び金額が記されており、物品取引に関する記録と考えられる。その他の紙にも同様の記述が見られるが、いずれにも残念ながら年号の記述はなかった。

第5章 工事立会

平田家住宅改修工事にあたり、東門の曳き家先の基礎部分と東塀の修景部分及び北塀の復原部分は掘削を行ったのちコンクリート基礎が設置される計画となった。この範囲は国登録記念物(名勝地)の登録対象であるため、庭園に関する遺構及び施設の残存を確認するため工事立会を行った。

また北塀については、新設する控柱の基礎工法を決定するため、従前の控柱の工法確認を目的として1箇所の特レンチ掘削を実施した。なおこれらの調査は、改修工事と同じ組織体制で教育委員会が行っている。

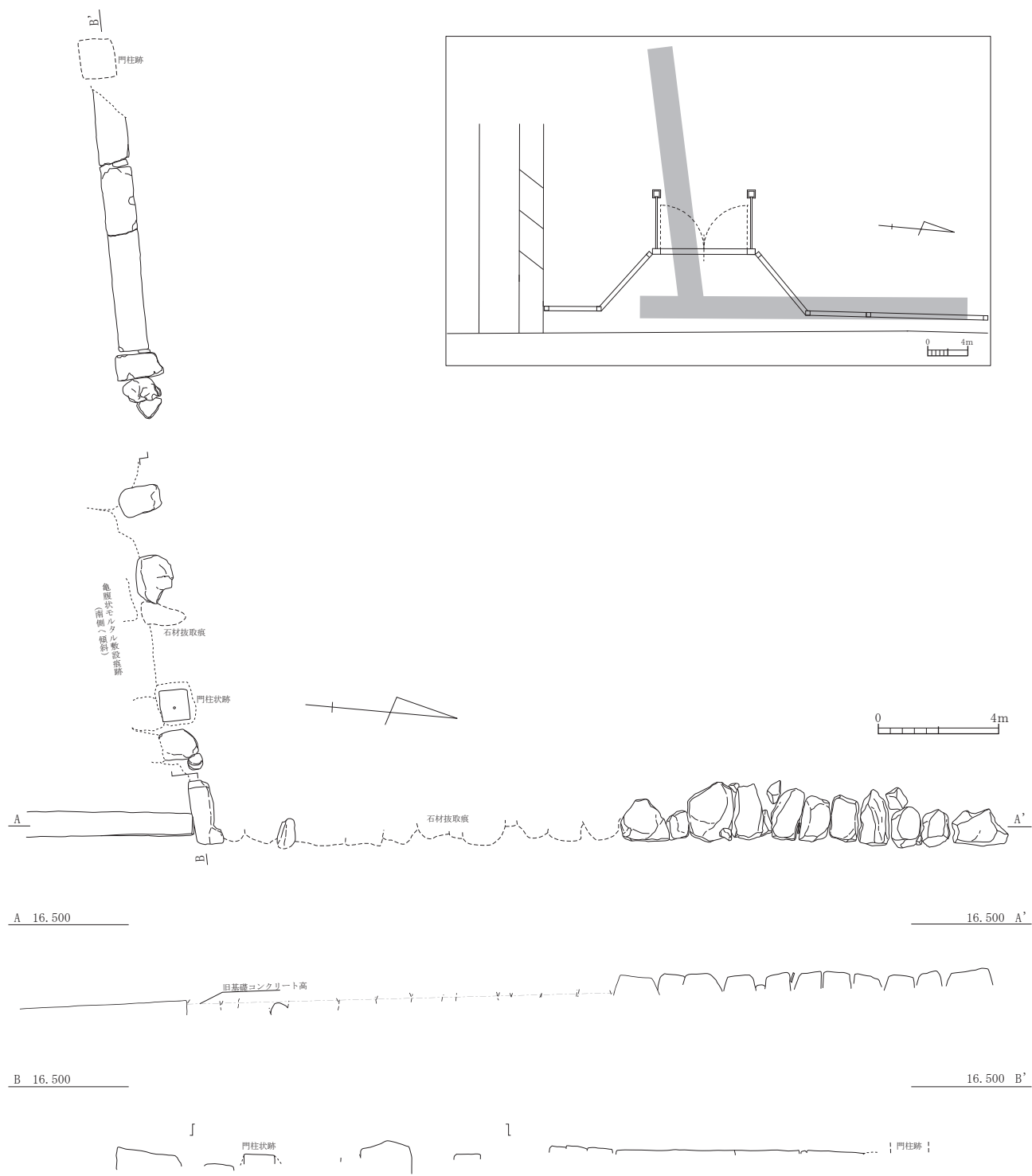
1. 東門及び東塀

(1) 東門移転箇所

東門の新たな基礎設置箇所は、現当主である平田武敏氏への聞き取り調査によると、昭和 20 年代に便所や青門、小規模な区画施設が設置されていた箇所に当たる(『平田家住宅調査報告書』第 3 図)。詳細な規模は不明だが、東側に南北方向、南側には東塀と接する東西方向の区画施設があり、それぞれに門が設置されていたようである。東塀にもこの区画施設と連続して出入口があり、その先は敷地の東側を走る水路を越えるための石橋が設置されていた。この石橋を越えて荷馬車が出入りしていたとのことで、当時の平田家の生活や商取引に関する物資の出入口であったと考えられる。

今回の工事にあたっては、旧東塀を撤去したのち、平成 29 年 11 月 17 日に表層土の一部を除去、18 日に重機を用いて地表面から 40cm の掘削を行った。また、門移転後に出入口となる箇所の野面石は記録の上撤去することとした。

表層土除去時には、やや南に振った東西方向 6.3m の範囲(第 12 図 B-B')で石列を確認した。石列の範囲は、主屋南西の増築部に残存する鉾澤レンガ塀の門柱から旧東塀の石積み基礎まで、一部欠落しているが連続する様相が見られた。東塀の石積み基礎は、この連続する石列を構成する石が最後の野面石となっており、これより南側は御影石の切石が置かれている。石列の西半部は御影石の切石で当初から地表面に露出しており、現在は北から南への階段状の段差の区切りとなっている。これと軸を同じくする東半部で 6 個の野面石を検出した。石材はいずれも未加工で種類も複数あり、上辺部のレベルも一定ではないことから、自然石をそのまま埋め込んだと考えられる。野面石の南側には、石を被覆するような南へ傾斜する亀腹状のモルタルの敷設があり、西半部と同様に北から南へ段差を持つ状況であったことを確認した。東端から約 1m の位置には、中央に鉄筋を伴うコンクリート製の角柱があり、これが東西方向の区画施設に伴う青門の東側門柱と想定される。これと対応する西側の門柱は、石材の欠損している箇所に設置されていたと思われる。



第 12 図 東塀・東門 工事立会平面・断面図 (S=1/50・150)

重機での掘削は、新たな基礎を敷設する東西 2.8m、南北 3.3m の範囲を対象に行った。地表面から 40 ～ 45cm の深さで黄褐色砂混粘質土の基盤層を確認している。また、中近世の土坑もしくは溝と見られる遺構 2 基と、これらを切って掘り込まれた現代の攪乱及び近現代の便所甕を検出した。中近世の遺構には今回工事の影響はなく、便所甕は上部の大半が欠損していたことから、通常の発掘調査は行わず、略平面図及び写真記録を行うにとどめている。なお、今回の確認を基に福岡県教育委員会へ「確認・試掘調査の結果報告」を提出しており、平田家住宅の敷地内は平成 30 年 5 月 22 日付で「周知の埋蔵文化財包蔵地 小郡上町遺跡」に決定されている。

(2) 東塀基礎設置箇所

東門の袖壁や基礎の野面石などから、東塀は本来瓦葺の板壁であったと考えられる。トタン張りの旧東塀に改築された時期は不明であるが、座敷と同様に昭和40年代に手を入れられた可能性が高い。今回の工事にあたっては、既存のコンクリート基礎を研って撤去したのち、野面石を残してその西側を掘削し、新規にコンクリート基礎を設置することとした。

掘削範囲が狭いため、建築当初の東塀や数寄屋に伴う施設の痕跡を確認することは困難であったが、東側の市道に向かって露出している野面石と類似する石材が一部で認められた。これらは抜き取ると数寄屋の基礎部分や野面石が破損する可能性があったことから、原位置のまま残し、その上からコンクリートを打設している。また、東門移転箇所や既存のコンクリート基礎を研った箇所を観察したところ、野面石の上面レベルは比較的平坦になるよう調整されており、東塀の北端から南端にかけて全体を見ると地形の傾斜が反映されていることが判明した。なお埋土からは、多量の素焼きの植木鉢と少量の陶磁器類が出土している。

2. 北塀

(1) 北塀復原箇所

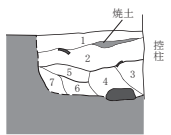
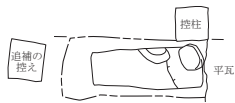
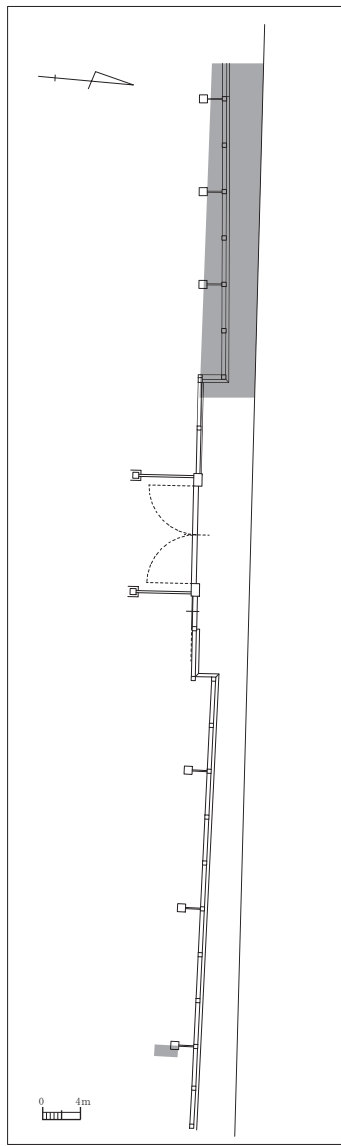
聞き取り調査や古写真などから、平田家住宅の敷地の北辺は北東隅から座敷の西端まで瓦塀が設置されていたことが判明している。このうち座敷に面した部分は、昭和40年代の増改築の際に撤去され、今回工事の前段階の状況となったようである。

今回の工事にあたっては、座敷の増築部分を解体したのち、平成30年12月上旬に北塀及び座敷北縁、押入の復原に必要な範囲に限定して、床面のコンクリートを撤去した。この時点で東西方向の石列が一部確認されたため、石材の形状がわかる程度に周辺の埋土を除去し、平面図の作成と写真撮影を行った。石列の位置はコンクリート基礎の設置計画箇所より北側で、既存の瓦塀部分と同様に亀腹状のモルタルを打設する予定の部分であった。そのため、記録したのちはモルタルが付着しないよう養生用ビニールシートを敷設し、工事を実施している。

石列は既存の瓦塀の基礎石から直角に1.2mほど北へ延び、そこから屈曲して西へ8.1mの長さまでを検出した。これより西側は既存の展示室があるため調査できなかったが、本来北塀が存在した範囲まで連続すると考えられる。それぞれの石材は、縦・横とも3～40cmの不整形で隙間なく設置されており、部分的に小礫を詰めている部分もある。上面はいずれも平坦でレベルの差はほとんど見られない。北側の端部は凹凸なく直線になるよう配慮されている。この石列の用途は不明だが、かつて存在した瓦塀の基礎、もしくは雨落ち溝の可能性はある。

(2) 北塀控柱トレンチ

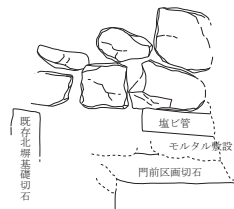
表門から東に3本目の御影石製控柱の東側に、長さ1.2×幅0.5mのトレンチを掘削した。深さ50cmの箇所では控柱を囲うように丸石2個が配されているのを確認したため、これ以上の掘削は断念した。なおこれより上部にコンクリート打設等の工事痕跡は認められず、具体的な基礎工法については不明である。また土層を確認したところ、1・2層はしまりが悪く混入遺物からも比較的新しい造成土と思われる。本来の庭園の地盤は3層以下であり、それより上層は数寄屋のコンクリート基礎と近い時期に盛られたと想定される。



- 1 灰黄褐色土 (瓦片多数、新しい造成土)
- 2 褐灰色土 (黄褐色粒少量含む)
- 3 褐灰色土 (黄褐色小ブロック微量を含む)
- 4 灰黄褐色土 (黄橙～黄褐色ブロック少量含む)
- 5 灰黄褐色土 (黄褐色ブロック微量を含む)
- 6 灰黄褐色土
- 7 灰黄褐色土 (黄褐色ブロック少量含む)



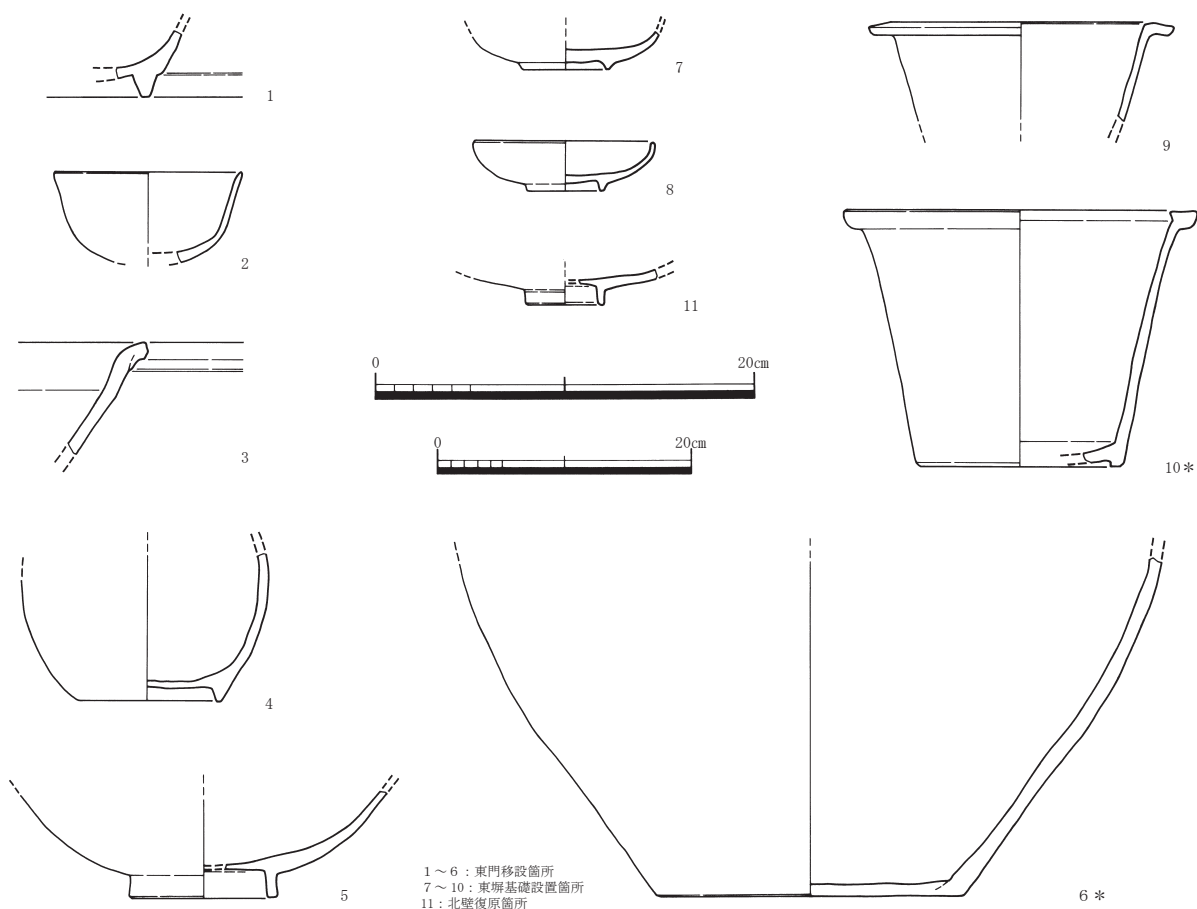
石材欠損
(増築時に抜取か)



16,500

16,500

第 13 図 北塀 工事立会平面・断面図 (S=1/50・200)



第14図 出土遺物実測図 (S=1/4、*付は1/6)

3. 出土遺物

工事立会の際に、東門移設箇所及び東塀基礎設置箇所、北塀復原箇所、北塀控柱トレンチから、それぞれ遺物が出土している。

1は染付の碗もしくは鉢。高台に1条の線がめぐり、砂目痕跡が認められる。2は染付碗の体部で、外面には菊花及び流水門がほどこされる。3は陶器の播鉢で、口縁部を外面へ折り返すタイプのもの。内面に4～6条1組と思われる摺目が見られる。4は陶器の小型甕。体部外面にのみ2重に施釉するタイプのもの。高台に釉ハギの痕跡が残る。5は陶器の鉢で唐津産か。高台は削り出して底部が薄くなるタイプのもの。6は陶器の大型甕で、内面の付着物等から便槽として使用されたと考えられる。

7・8は青磁の皿。色調は青白色に近く、近代以降の製品である。9・10は陶器の鉢。大きさは異なるが口縁及び体部の形状が同一であり、いずれも植木用と思われる。11は陶器の皿で、高台外面に沈線が巡る。このほか、北塀控柱トレンチの埋土からは、複数のガラス小瓶が出土している。用途不明のものがほとんどであるが、褐色薬瓶や「○に石」、「SEISEI CO.LTD」といった名称が記されたものも含まれている。

なお前述のとおり、今回の工事立会を期に平田家住宅及び平田氏庭園の範囲を周知の埋蔵文化財包蔵地としており、平成31年度には東門の南西隣で個人住宅建設に先立つ発掘調査も実施した（平成32年度に「小郡上町遺跡」として報告書刊行予定）。この調査では、古代の溝及び竪穴住居跡を検出しているが、工事立会では同時期の遺物は全く確認しておらず、これが遺跡の北限を検討する際の根拠となり得ると考えられる。